

財務諸表等承認の適否に係る考え方について

1 財務諸表関係

(地方独立行政法人法第 34 条及び地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに会計に関する規則第 10 条に基づく考え方)

(1) 法規準拠性

- ・提出期限は遵守されたか。
- ・必要な書類は全て提出されたか。
- ・監事の監査報告書において、財務諸表の承認にあたり、特に考慮すべき意見はないか。

(2) 表示内容の適正性

- ・記載すべき事項について、遺漏はないか。
- ・計数は整合しているか。
- ・書類相互間における数値の整合性は取れているか。

2 剰余金関係

平成 29 年度は剰余金 0 のため該当ありません。

(地方独立行政法人法第 40 条及び地方独立行政法人会計基準第 72 に基づく考え方)

- ・損失の処理が不要であるか。
- ・中期計画全体の進捗状況は、「標準 (B 評価)」以上であるか。
- ・年度計画の細項目別評価において、明らかな業務怠慢により「未達成 (評点 1)」となった項目がないか。

【参考：利益処分の概念図】

